

公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団

助成金交付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団（以下「本財団」という。）定款第4条第1号及び第2号に掲げる事業に係わる助成金に関する交付及び交付後の管理を公正かつ厳正に行うため、必要な事項を定めるものである。

(助成金の交付対象及び助成形態)

第2条 助成金は、本財団定款第3条に定める先駆的かつモデル的な在宅医療に関する事業に対しこれを交付する。
2 助成形態は一般公募助成と指定公募助成の2形態とする。

(交付の対象となる経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、主として次のとおりとする。
(1) 先駆的かつモデル的な在宅医療に関する事業及び調査研究に要する費用
(2) 先駆的かつモデル的な在宅医療に関する人材養成のための研修に要する費用または旅費交通費、滞在費
(3) 先駆的かつモデル的な在宅医療に関する講演会及びシンポジウムの開催に要する費用

第2章 助成金交付手続き

(募集手続き)

第4条 指定公募助成の助成金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）を選出するため、毎年2回新聞あるいは情報誌及びホームページに掲載、在宅医療関係者にE-mailまたはFAXなどにて募集要項を送付し、申請者を広く募集する。
2 指定公募助成の助成金の交付対象者を選出するため、有識者による専門部会を開催し、下記の項目に対し、具体的な提案を行う。
(1) 在宅医療を推進する為の特定の調査研究への提案
(2) 教育・研修セミナーの内容と地域の選定
(3) 在宅医療従事者への啓蒙活動のための講演会及びシンポジウムの演題の提案
3 専門部会の提案は理事会の承認を得て、指定公募助成の助成金交付対象者を選

出するため、新聞あるいは情報誌及びホームページに掲載、在宅医療関係者に E-mail または FAX などにて募集要項を送付し、申請者を広く募集する。

- 4 募集方法、募集期間、交付金額、助成対象となる支出項目等、交付対象者選出のために必要な事項は、理事長が定める。

(選考)

- 第 5 条 一般公募助成及び指定公募助成の交付対象者の選考は、本財団定款第 42 条に定める選考委員会（以下「委員会」という。）が公正かつ厳正に、これを行うものとする。

(選考基準)

- 第 6 条 一般公募助成及び指定公募助成の交付対象者は、以下各号に掲げる者を選考対象としない。
- (1) 本財団の理事、評議員、専門部会委員、選考委員である者及び、その 3 親等内の親族である者
 - (2) 本財団の理事、評議員、専門部会委員、選考委員またはその 3 親等内の親族である者が、法人または会社の理事もしくは取締役等の役員の 3 分の 1 以上を占める場合の当該法人
 - (3) 前号の法人または本財団の理事、評議員、専門部会委員、選考委員及びその 3 親等内の親族である者が有する議決権のある株式または持分が合わせて 50%を超える法人または会社
 - (4) 過去に本財団の助成金交付対象者となったことがあり、かつ当該交付が取り消された者

(選出及び結果の発表)

- 第 7 条 委員会において交付対象者の選考手続きが終了した場合、理事会は委員会の選考結果の報告に基づき交付対象者及び交付金額を決定し、理事長は、その結果を第 4 条第 1 項の媒体として用いたのと同じ新聞あるいは情報誌及びホームページに発表するとともに、決定された交付対象者にその旨を通知する。

(交付対象者への通知)

- 第 8 条 理事長は交付対象者に対し、次の各号について通知徹底しなければならない。
- (1) 第 5 条に基づき決定された交付対象者は、助成金の収支に関する報告書を作成し、理事長に提出しなければならない
 - (2) 交付対象者が助成金の交付の対象となっている事業内容に関し変更(但し、軽微な変更は除く。)をしようとするとき、または中止しようとするときは、その旨を理事長に報告し、その承認を得なければならない
 - (3) 交付対象者は、事業成果を理事長に書面をもって報告しなければならない

- (4) 交付対象者が事業成果を新聞あるいは情報誌等に掲載する場合は、本財団から助成金の交付を受けて行ったものであることを明らかにするとともに、その掲載内容等を理事長に報告しなければならない
- (5) 交付対象者は、その選出された意義を十分認識し、事業成果をあげるよう最大の努力を払わなければならない
- (6) 本財団は、第3号の報告書の全部または一部につき、刊行物その他の適宜の方法をもって掲載することができる

第3章 委員会の運営

(召 集)

第9条 委員会は、理事長がこれを招集する。

- 2 委員会を招集するには、委員会の開催日の1週間前までに各委員に対して書面又は電磁的記録をもって、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知には、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載するものとする。

(選考委員)

第10条 選考委員会は、4名以上8名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者の中から、理事会において選定し、理事長が委嘱する。
- 3 委員には、本財団の評議員、理事、または監事が含まれてはならない。
- 4 委員の任期を4年とする。
- 5 委員は3期を超えては再任しない。

(議 長)

第11条 委員会の議長は、各委員の互選で定めるものとする。

(定足数及び議決要件)

第12条 委員会は、過半数の委員の出席により成立し、委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成によりこれをなすものとする。ただし、欠席している委員において、既に選考評価表を提出している委員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第13条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成し、議長が記名捺印するものとする。

(選考結果の報告)

第14条 議長は、理事長に対し、前条の議事録を添えて選考結果を報告するものとする。

第4章 その他

(取り消しまたは返還要求)

第15条 理事長は、交付対象者が次の各号の一に該当すると認められた場合は、助成金の交付決定の取消し、または返還を求めることができる。ただし、事前に時宜によっては事後に、理事会の承認を経なければならない。

- (1) 助成金の交付による事業を中止したい旨の申し出があったとき
- (2) 本規程に違反があったとき
- (3) その他交付対象者としてふさわしくない行為があったとき、または特別の事情があるとき

(規程の変更)

第16条 本規程の変更は、理事会決議によるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団の設立の登記の日（平成22年3月1日）から施行する。
- 2 平成30年12月21日改訂実施
- 3 第10条第4項の委員の任期は、平成30年4月1日に就任した委員については、同日を1期目の始期とする。